

「石川郷土史学会々誌」第三十八号 抜刷
平成十七年十二月一日 発行

海商唐仁屋三郎兵衛考

塚本伝榮

海商唐仁屋三郎兵衛考

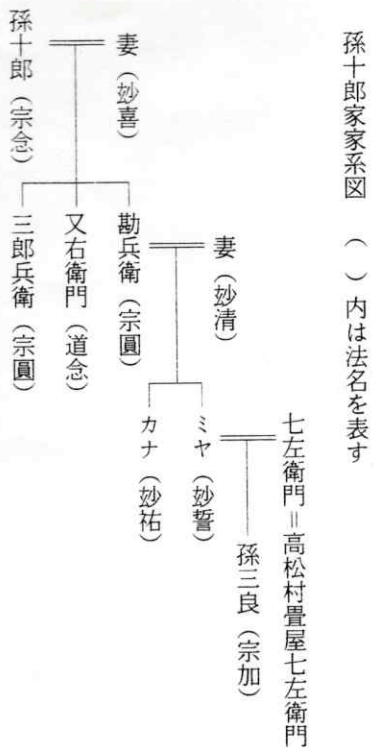
塚本傳榮

はじめに

筆者は唐仁屋三郎兵衛（以降三郎兵衛という）を、地元である白尾の雙樹寺に伝わる『系図并五尊佛具等寄進留』他に拠って、『七塚町史』（昭和五年二月一五日発行）の「第三部第二章七節に、「唐仁屋一族」の標題をつけて執筆した。当時は紙数に限りがあった採用しなかつた事項に、本編を加えて再編する故、多少重複する点もあるが御容赦を頂き度い。

1、実在した三郎兵衛

そこで本編をすすめるに当り、三郎兵衛の本来と思われる孫十郎家の、家系図を参考の為掲げておく。



右の家系図は、白尾雙樹寺蔵『系図并五尊佛具等寄進留』に拠って作成した。勘兵衛を孫十郎の長男としたのは、同書に孫十郎から曾孫孫三郎に至るまでの、同一家族と見なされる記述があるのでこれによった。二男とした又右衛門については同書に、

孫如上人御真影

天和三年十二月二十三日（二六八三）

一如上人御筆

願主 道正亦曰「覺」寿

小判一両 積道念 加列白尾村唐仁屋孫十郎悴又右衛門寄進

と記述されている。依ってこの人を二男とした。

次に同書に載る三郎兵衛が、同寺への寄進品を記しておく。（同書に記載のママ）

御開山御真影

孫如上人御筆

寛文元年辛酉青和二十八日

願主 積道正

寄進 積宗圓

俗名河北郡白尾村唐仁屋三郎兵衛

前卓 御礼共ニ

明曆三年酉九月二十日

御印の取次 下間治部卿法橋

願主 積道正

寄進 釈宗圓 加列白尾村唐仁屋俗名三良兵衛 孫十良三
番目也

と書かれている。これに拠って三郎兵衛を三男としたのである。
祖師前御代前并前卓輪灯

数五ツ 但シカワラケ共二数 十枚

同前卓両花瓶

加列白尾村唐仁屋三良兵衛寄進

祖師前御代前卓

同人 寄進

明曆三年正月廿七日
御前、取次下座部請法指
御主釋道正
寄進釋宗圓、加列白尾村
唐仁屋俗名三良兵衛、孫十
良三寄進也
祖師前御代前并前卓輪灯
數五ツ、但シカワラケ共二
十枚、寄進
加列白尾村唐仁屋三良
兵衛寄進

前卓脚履

明曆三年正月廿七日
御前、取次下座部請法指

祖師前御代前并前卓輪灯
數五ツ、但シカワラケ共二
十枚、寄進

加列白尾村唐仁屋三良
兵衛寄進

雙樹寺文書『系図并五尊佛具等寄進留』

金唐柵 六間 同人 寄進

御堂畳 數五十二丁 同人 寄進

右は明曆（二六五）から元禄末期（二七〇四）までの間における、
三郎兵衛の寄進品であるが同寺にとっては真実貴重な品品であった。
この様な数数の貴重品を寄進した三郎兵衛は、千石船を駆使して海
運業を営んでいたのである。当時千石船（通常八〇〇石積以上の船
も）といわれて、北海道・陸奥辺りまで渡航した大船は、北国船・
才賀船等で後に弁才船がこれ等にとって代る。船の呼称としては渡
海船（外海船）・バイ船・廻船等と呼んだ。

2、伝説の背景

三郎兵衛の存在が活字となって当地の多くの人達の目に触れる様
になったのは、後記する『石川県羽咋郡誌』（以降『羽咋郡誌』と
いう）である。次いで『石川県河北郡誌』（以降『河北郡誌』とい
う）が、『羽咋郡誌』に三年遅れて石川県河北郡役所から、大正九
年一月に発行されている。その九五〇頁に、

傳説

○唐仁屋。唐仁屋三郎兵衛は字白尾の豪商なり。初め京三度たり
しが、一日江州高槻に宿せしに、福神の顯れて鉅萬の財を與ふる
を夢む。後外国貿易を試み、以て巨利を博し、伊呂波四十八文字
に当てし千石船四十八艘を造り、支那・印度・南洋等に航行せし
む。然るに一年家人の希望に任せ、所有の船舶を悉く白尾浦に集
めて、其豪富を示さんとしたるに、海上暴風起りて忽ち之を覆没

せしめ、一朝にして破産の憂を見るに至りしかば、家族等四方に離散せりといふ。(後略)

と伝説として載せられている。平成三年七月五日七塚七福神センターの敷地内に、「海の豪商 唐仁屋三郎兵衛の碑」が寄付者の手によって建立されたが、この伝説を引用して碑文としたため、藩政初期に実在した人物であり乍ら、これを見る限りでは何時の時代に生き、どの様な事績のあった人なのか判然としなないのは誠に残念な事である。前述の伝説は『河北郡誌』が貴重な一頁を割いての記述であるが、ここでその背景となる当時の国内情勢について少し述べてみる。

慶長八年(一六〇三)徳川家康が征夷大將軍となり、江戸に幕府を開いて以来軍役規定を整備し大名等に対しては、譜代・外様を問わず転封・改易を行ない、徳川家の基盤を確固たるものにしていった。元和元年(一六二五)七月七日將軍家康が発令した「武家諸法度」を、寛永一二年五月二日(一六三五)三代家光が改定し、大名等の参勤交代を制度化し、一段と全国統一の基盤を強固なものにした。他方国外に対しては鎖国による政策をとった。鎖国の理由は、一、キリシタンの禁止 二、日本人の海外居住、往來の禁止 三、生糸を主とする貿易の取り締りが主なものであった。『カラー総合日本史』(浜島書店発行)によると幕府の鎖国令は、寛永一〇年(一六三三)に第一号が発布された。その中の一ヶ条に、

一、奉書船のほか日本人異国へ遣し申すまじく候。

とあり朱印状のほかに、奉書を携行する者のみの渡航を許しているが、この法を犯した者は死罪に処するという厳しい鎖国令であった。その奉書船も寛永一二年五月の鎖国令により禁止された。こうしていよいよ鎖国の決意を固くした幕府は、同一六年(一六三九)七月五度目の令を発布し鎖国は完成したのであった。

3、三郎兵衛の出生年代

昭和六年九月一日発行の『北陸毎日新聞』夕刊に、「石川県十勝巡り34」という記事が載っているが、その中に三郎兵衛の生いたちについて次の様に書かれている。

七塚村字白尾の専長寺の過去帳に依るなれば、唐仁屋三郎兵衛は、三百八年前即ち元和六年庚申の昔、此の地に呱呱の声を上げたもので、(後略)

とあるが、この生れ年について他の文献に元和元年とするものがあり、何れとも判じ難いが恐らく旧「任職日記帳」の解読者が、得てして有り勝ちな「元」を「六」と誤読したため、元和元年を六年と書いたのではなからうか。尚この記事は三郎兵衛の死没の年を、「元禄六年六月丁丑(ヒノトウシ)七十三歳を以って歿したとある。」と書いているが、この死没の年にしても前述の如く、元禄六年はほんとうは元禄元年ではなからうか。更に私考を加えるならば「七十三歳を以って歿したとある。」は、「元禄六年(1693)一七三六(1690)『3歳』の算式に拠ったものと考えられるが、古くは生れた年を一歳として命数を数えたから、一を加えて七四歳とするのが適正ではなからうか。『七塚町史』は、新聞の公器性を重じて前述の記事を引用しているが、三百八年前さかのぼると年数に誤差が生ずるし、元禄六年の干支を丁丑(ヒノトウシ)と書いているが、実際は癸酉(ミズノトリ)である。この様に一部分に信のおけないところもあり、後記する文献の方が信憑性が高いと考えられるので、この新聞記事に拠り三郎兵衛の生れ年・死没の年を、後世に伝えてゆく事に一抹の危惧を覚えるものである。

昭和一〇年五月二十七日石川県教育会河北支会が発行した、『河北読本第一編』(編輯人好井寛治)の「一五 炉辺物語」の中に、三

郎兵衛の事が書かれている。

お寺に残っている書いたものに、元和元年に白尾に生れ、とあるが、お寺とは専長寺を指すものであろうし、「書いたもの」とは同寺伝来の旧「当山諸事暦代記全」の事と考えられる。そして文中に打たれた傍点は同書の編輯者が、特に重要な事項であると意識したからであろう。

4、三郎兵衛の寄進

昭和十三年一月三〇日発行の七塚小学校の研究誌、『郷土に立脚せる学校学級の経営』は、当時の七塚小学校東田平治校長の編輯によるもので、その中に記述されている歴史的研究の項中、「七、白尾の巻」に三郎兵衛の事が載せられている。これは東田校長が、白尾の専長寺を訪問された時の記録であるが、三郎兵衛の記録としては信憑性の高いものと考えられる。次にこれを掲載する。

9、名士、名家

イ、唐仁屋

唐仁屋三郎兵衛は字白尾の豪商である。

今を去る三百二十三年前元和元年に生れた。(中略)堂宇に入れば大前卓四幅の御徐傳、餘間長卓等がある。専長寺の文書によって明かである。

第六世 受法(寺僧)

慶安三年(今より二九〇年前) 御堂建立の材木は不_レ残唐仁屋三郎兵衛寄進とあり。

第七世 受慶(寺僧)

元禄十七年(今より二三三三年前) 右受慶時代には同村唐仁屋三郎兵衛等一類の別家等同村並金

城等に在て当寺さかんの時節なり。

御堂並佛具、寺財等迄不足無之成就致し申し候。

愈々落ぶれたのは此より後の事であらふ。

第八世 圓慶(二一八年前) 享保四年四十九才往生

右圓慶時代にはもはや大旦那唐仁屋三郎兵衛及一統衰微におよび當寺も同様の事に相成申候 依って正徳五年六月奥州南部迄御下り勸進を以て御堂を此地にうつすものなり とある。此一事、元禄、慶安の頃と比べて如何に衰微し果てたるかを知るに充分である。

時代に間違ひなしとせば唐仁屋三郎兵衛とは一代でなくして二代も三代も續いたのであらふ。彼の生れた元和元年より愈々唐仁屋三郎兵衛及一族衰微し果てたる時迄最少限九十年である。

と書かれている。この記述中「専長寺の文書によって明らかである。」と、あるのは旧「当山諸事暦代記全」の事と思われる。この時期にはこの旧帳があったわけである。専長寺にはこの旧帳を書き写したと思われる、「当山諸事暦代記全」が現存するが、表紙には「明和□□歳七月二十五日改」と書かれており、内容も似ているのでこれを原本として、同書に拠り三郎兵衛の消息を記述する。

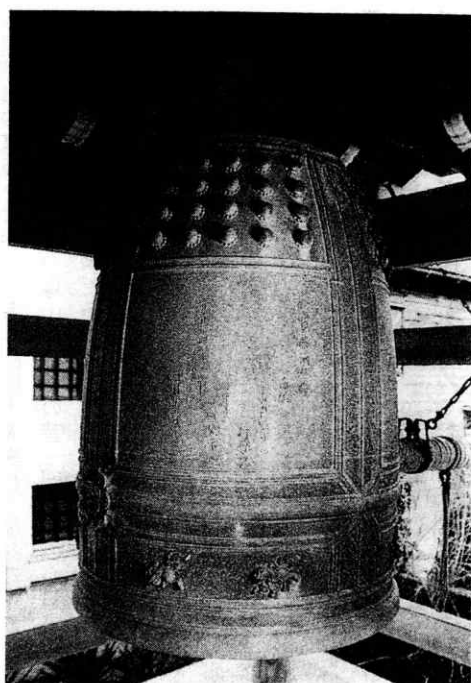
御堂建立

慶安三年 此の年御堂建立材木ハ不_レ残唐仁屋三郎兵衛寄進と書かれている。次に、

鐘 鑄

第六世受法建立 担那惣奉加帳別ニ有ル 御本山御礼

寛文丁七年四月四日上納 鑄師 宮崎彦九郎兼一(後ニ寒雉)



専長寺。彦九郎義一寒雉の鐘

四月十五日出来ニスル白尾ニテ

とあり、専長寺の梵鐘が白尾で出来上った事が記録されている。鑄師の彦九郎義一は、能登中井の産で本来は釜師である。一二歳の頃から京都において師につき技を磨き、後年多くの作品は美術品として珍重された。この梵鐘は第二次世界大戦の折、昭和十七年に「金屬回收令」が出されたにも拘わらず、名鐘としての名が高かった為供出が後廻しとなり、そのうち終戦となって供出を免がれた。因みに同所雙樹寺にも同様の運命を辿った同人作の梵鐘がある。現在この梵鐘二口共七塚町（現かほく市）の文化財指定を受けている。尚同書に記されている奉加帳は伝来せず、寄進者の明細は知る由もないが、三郎兵衛も多額の寄進を行ったものらしく、この鐘を三郎兵衛寄進と言ひ伝えて来た。また同書に、

当時境内

延宝元年三月朔日 当所肝煎兵右衛門相見 発起宗圓

と記されているが、この宗圓は『七塚町史』の一三三六頁に記述されている専長寺文書中、「親鸞聖人縁起」を寄進した積宗圓と思われるが、どんな訳か雙樹寺文書は兄勘兵衛の法名も積宗圓と記してあるため、この宗圓は三郎兵衛と考えられるが断定はし難い。次いで、

御堂細色

延宝八年三月二日ヨリ六月十八日マデニ出来 金沢唐仁屋

三郎右衛門 白尾三郎兵衛発起

と書かれているが、御堂内の彩色・工作等が行われたものと考えられる。これも多額の経費を要した事業の様である。

次いで町外の記録を見ると、羽咋市一ノ宮町西教寺への阿弥陀如来像と、親鸞聖人の御影像の寄進がある。これについて『羽咋市史』中世・社寺編（羽咋市役所 昭和五〇年三月二十九日発行）の五三六頁に、

②寄進木札（本堂内に掲示）

木佛御尊像

御寄進加劬白尾村唐仁屋三良兵衛

（注）寄進者の白尾村唐仁屋は、伝承によると有力な海運業者で難船の結果、滝村に漂着。その供養のために木佛尊像（現在の本尊）と親鸞の御影を寄進したのだと伝え滝沖の俗称シロズカは白尾塚の転化だという。そして、この親鸞御影については、同寺「過去帳」に「延保（宝）八庚申歳端月六日寄進積宗念（唐人屋事）」とある。これからすると唐人屋の難船したのは延宝年間となり、初期段階での海運業者であったと言える。

と記述されている。寄進木札は、長年月を経て黒ずんではいるが、



西教寺の住職日記帳

文字はハッキリと読みとれる状態である。この滝町のシロツカカ所在地は、滝港から海岸沿いに柴垣の長手島をのぞんで北上すると、漁場測量の基点となっている「白塚山大割石」がある。この大割石の東側の老松立ち並ぶ白塚山が、その昔三郎兵衛の海難の折、水死した多くの乗組員を葬った所であると伝承される場所である。昭和六〇年九月一二日、羽咋市文化財保護審議会中條茂雄委員（県立羽咋高等学校教諭）から、現地において教示を受けたが、現在それらしい形跡は何も残っていない。西教寺は当時滝村に在って仏事供養にあたったので、三郎兵衛の寄進品や記録が残されているのである。同寺は後年一ノ宮町へ移転し現在に至っている。この寄進品について唐人屋三良兵衛と書かれた寄進木札があるにも拘らず、「住職日記帳」には寄進釈宗念と書かれその横に「唐仁屋事」と書き入れられている。案ずるに釈宗念は、白尾雙樹寺文書に記されている三郎兵衛の父、唐仁屋孫十郎の法名である。何しろ長年月を経た事



西教寺。阿弥陀如来像

でもあり、如何なる理由があったか知る由もないが、何かの事情で後年加筆された様に思われるが、木札に書き入れた三郎兵衛の寄進品は間違い無いものと思われる。

このほか志賀町字町の浄真寺に、三郎兵衛が寄進したと伝承される厨子がある。これには、三郎兵衛家の家紋といわれる「丸ニ五瓜ニ唐花」の紋が、両脇の扉の内側に刻まれている。『羽咋郡誌』Ⅱ石川県羽咋郡役所大正六年九月十日発行Ⅱの八八一頁に、
（前略）

又河北郡城村に唐仁屋とて長者ありしが、或時所有の船舶四十八隻を居村の海岸に回航集合せしめしに、一夜俄かに暴風吹起り船舶相打ちて悉く破壊せしも、只一隻福浦港に入りて碇泊せるものみ幸に危難を遁るるを得たり。船頭大に其幸運を喜び、彼の長者と議し、太子像の御厨子を新調寄進す。今伝はるもの即是なりといふ。



浄真寺の厨子 寄進三郎兵衛

と書かれている。浄真寺には聖徳太子の忌日である二月二日に、勤修される太子講の場において、右記した『羽咋郡誌』の記述に良く似た縁起文を、住職が読み上げるを例としており、そのお厨子におさまっている太子像は、かつての町城主平式部太夫の守り本尊であったと伝承されている。

5、三郎兵衛の海難事故

『河北郡誌』が三郎兵衛の海難事故後一家離散と書いているのに、同誌より三年早く発刊された『羽咋郡誌』は、一隻危難を遁れた幸運を記録しているのは何故だろうか？。三郎兵衛の居村の白尾村は砂丘上の村で港がなく、単なる指令基地的存在であったが、所有の渡海船は宮腰・滝・阿部屋・福浦の諸港を根拠地として活躍していたと思われる。当然その近辺からの乗組員が多かった事と推測される。それ故に三郎兵衛の海難事故はその人達にとって切実な問題であっ

たから、能登の方に詳細な情報が伝承されているのではなからうか。『河北郡誌』は一家離散と鰥膠もなく書いているのに対し、『羽咋市史』等の記述は何れも遭難後の供養の行事の記録であるところからも推測し得られる。

昭和三十一年六月一日発行の『公民館報七塚』（現広報ななつか三町合併によりかほく市となり廃刊）第二六号に、当時の七塚町郷土史編纂委員徳広慶悟が、

近代史実によって調査するところによりますと、三良兵衛は外日角能登屋喜三郎より借りて出世したのである。能登屋の出身地は能登国万行（現七尾市）にあり、能登に在り乍ら能登様と言われた名家で、後没落して外日角に移り、三郎兵衛の貸元となった訳である。（後略）

と記述されており、若い頃京三度を業としたと伝えられている三郎兵衛が海運業を志した頃の事であろうか。三郎兵衛の出生の緒はかくあるべきものと考えるが、惜しい事にこの調査の原典となった史料等が明記されていないため、再調査出来ないのが誠に心残りである。氏は再び投稿の意を持ち乍ら好機来らず口惜しき限りなり。

6、海商としての活躍ぶり

藩政初期の頃に海商として日本海の荒波を乗り切って活躍していた三郎兵衛と同じ頃、七塚浜には多くの海商達が活躍していた。その活躍振りを書き物に拠って、我々の目で確認出来る文書が、金沢市金石町の中山家に所蔵されている。同家に門外不出の文書として永く伝承されて来たもので、その多くの文書の中に、

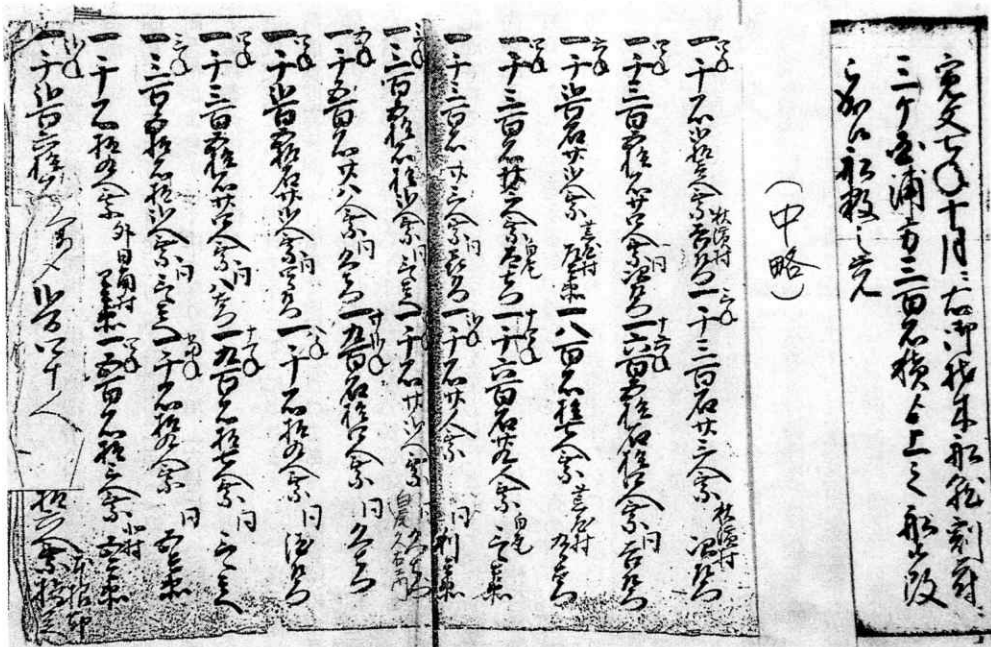
寛文七年十月ニ右御材木船就割符ニ三ヶ国浦方三百石積より上の船御改被成候船数之覚（以降「寛文七年材木船船数之覚」という）

表1 七塚浜の海商達(1)

| 村名 | 科目 | 船主名 | 石数 | 水夫 | 建造 |
|-----|----|-------|-------|----|----|
| 白尾 | | 太右衛門 | 1,300 | 23 | 4 |
| " | | 喜左衛門 | 1,300 | 23 | |
| " | | 三郎兵衛 | 1,600 | 29 | 14 |
| " | | " | 350 | 12 | 3 |
| " | | " | 350 | 12 | 3 |
| " | | " | 900 | 17 | 11 |
| " | | 久右衛門 | 1,500 | 28 | 5 |
| " | | " | 1,000 | 22 | 4 |
| " | | " | 900 | 14 | 22 |
| " | | 四郎左衛門 | 1,250 | 22 | 4 |
| " | | 八右衛門 | 1,350 | 24 | 4 |
| " | | 利兵衛 | 1,000 | 20 | 2 |
| " | | 徳左衛門 | 1,000 | 19 | 8 |
| " | | 五兵衛 | 1,000 | 19 | 1 |
| 外日角 | | 里兵衛 | 1,000 | 19 | |
| 秋浜 | | 吉左衛門 | 1,000 | 21 | 4 |
| " | | " | 650 | 14 | 16 |
| " | | 次左衛門 | 1,300 | 23 | 3 |
| " | | " | 1,350 | 24 | 4 |
| 北 | | 五兵衛 | 500 | 13 | 4 |

中山家文書「寛文7年材木船数之覚」に拠る。

という長い書出しがたった古文書があるが、この船数調査は加賀藩が、南部・津軽小湊・能代方面から大量に買入れた桧材(ヒバ材)・ヒノキアスナロ、当地では草楨)を、伏木・宮腰(現金石)・高岡等へ運漕するための船を、加賀・能登・越中の諸浦の船持ち達に割当てるための調査で、「寛文七年材木船数之覚」は対象船数一二〇艘(実際には三一〇石積から一六〇〇石積までが対象となった)で、実際に材木運漕に従事した船の船頭数は七一名であった。この書出しにある「割符」とは、木の札等に文字等を書入れ中央に証印を押し、これを二つに割って各自所持して、後日の証とした「ワリフ」と解釈せず、「ワップ」と読んで「割り当て」と解釈するのが正しいのである。この古文書の中には当時の七塚浜の、海商達の所有船の石数(米一石を基準とした積載量)・乗組員の人数・建造後の年数等が克明に記されている。次にこれを表示する。



中山家文書

表2 七塚浜の海商達 (2)

| 村名 | 科目 | 船主名 | 材木数 | 発着港 | 運賃 |
|-----|----|-------|--------------------|-------|--------------------|
| 白尾 | | 四郎左衛門 | 3,000 ^本 | 南部～宮腰 | 4,361 ^匁 |
| " | | 四郎右衛門 | 1,700 | " | 2,971 |
| " | | 五兵衛 | 2,300 | " | 3,343 |
| " | | 喜左衛門 | 2,950 | " | 4,288 |
| " | | 八右衛門 | 3,050 | " | 4,434 |
| " | | 太右衛門 | 3,000 | " | 4,361 |
| " | | 利兵衛 | 2,700 | " | 3,925 |
| " | | 徳左衛門 | 2,280 ^丁 | 能代～宮腰 | 2,804 |
| " | | 利兵衛 | 2,779 ^本 | 南部～岩瀬 | 3,598 |
| 外日角 | | 里兵衛 | 860 | 南部～宮腰 | 1,250 |
| 秋浜 | | 次左衛門 | 3,400 | " | 4,942 |
| 北 | | 五兵衛 | 1,315 | 南部～安宅 | 1,884 |

中山家文書「浦方御用留」(30号)に拠る

表3 七塚浜の海商達 (3)

| 村名 | 科目 | 船主名 | 園場所 | 建造後 | 届米 | 備考 |
|----|----|------|-----|-----|--------------------|----|
| 白尾 | | 又右衛門 | 岩瀬 | 6年舟 | 1,000 ^石 | |

「寛文7年11月大坂登米運賃前銀請取帳」に拠る

右の(表2)は中山家文書「寛文七年一月材木船運賃書上」に拠り作成した。この表に記載の白尾村徳左衛門が能代から宮腰へ運漕した材木二二八〇丁の運賃を、その経緯は不明であるが白尾村久兵衛が受取っている。この人は年代から勘案すると、元禄九年に木津村十兵衛の十村の跡役についた岩佐家六代目理右衛門信孝と思われる。表(2)に載る白尾村四郎右衛門船、同利兵衛船(岩瀬入港分)は表(1)に載っていない船である。また寛文七年十一月「大坂登米積船石数并二年数付困所書上帳」に記載されている白尾村又右衛門は大坂登米積確定で表(1)には記載されていない。尚この又右衛門は、前述の唐仁屋孫十郎の二男とした人と同一人と思われる。

右記は金石町中山家文書に拠った材木運漕等の一事例であるが、『下北地方史話』富岡一郎著 青森県川内町住(一九八一年一月

二〇日発行)の一五四頁に、

『下北半島史』(笹沢魯半著)などによると、すでに永禄・天正の頃下北半島の木材を北陸方面に積出してきているという。

と書かれている。これによると前田利家の能登入部(天正九年)以前から北陸地方へ、南部松材(ヒノキアスナロ)が多量に運漕されていたのである。

この様に船舶輸送により大活躍を続けて来た渡海船について少し述べてみる。徳川家は諸大名の戦力を恐れるの余り、多数の兵員・兵糧の運漕可能である千石船を諸大名の手から奪ったが、三代家光の世になってもこの気配は釈然とせず、家光は寛永一二年五月元和の「武家諸法度」を改定発令し、五〇〇石以上の大型船の建造を禁じた。その際二本マストの船は帆の操法によって逆風(正面から吹く風は除く)でも、ある程度風向きの方角に進む事が出来る(マギリという)ので、こんな船が諸大名の手にあっては、不安心だというので大型船の建造に当っては一本マストの和船型を指導した。しかし五〇〇石積商船では貨物運漕に不利であった為、暫くして関船・軍船以外は元的大型船建造に変わっていった。但し正式には嘉永六年九月一五日家定が將軍となり、早々に「大型船建造の禁を解く」と『日本史年表』(三省堂発行)にみえる。これは頻繁におこる黒船来航に備える為、関船・軍船を含めた大型船の建造を許可したのであった。しかし船は大型であったが、全て一本マストの和船型であった。前進に適した横帆を使用したので順風の時は良かったが、風が強くなり波が荒くなると船尾の破損や浸水等の事故が起き航行に支障を来した。これは幕府が海からの兵力輸送を恐れるの余り、造船の新技术導入を好まなかったためと、造船技術者が失敗を恐れて造船に改良の手を加えず、百石積も千石積も同じ船型を長年造り続

けたのが原因であったと思われる。一方この様な不備の渡海船を使用する側の海運業者は、少しでも多くの荷物の運漕を望んだので、自然と積荷は過重となりこれも遠因となった。

結局前述の様な事が原因で海運史は海難史といわれる程に海難事故が多かったので、船乗り達は神仏を信仰する心が篤く三郎兵衛も一人例外ではなかった。今も各所の寺院に残る数多くの寄進品や、記録等に依り往時の盛況を偲ぶ事が出来る。この三郎兵衛に一大打撃を与えた海難事故は何時起きたのだろうか。当地方には古くからの「住職日記帳」を伝承する寺院は多いが、これの記録は見当らず外日角の船師であった表屋が、慶長一七年（一六二二）から書き続けた『当家代々法名附之帳』にもこの事件は載っていない。この様は何れをみても確認出来る資料はないが、前述の西教寺への寄進品の由来と『羽昨市史』の記述を参考として、寄進年に一番近いと考えられる延宝七年か、或はそれに近い年とするのが妥当と考える。

昭和四三年一〇月二三日発行の『読売新聞』に、「石川新地誌」（題字は中西陽一知事）という記事がある。この中に三郎兵衛の事が、

この白尾には、昔唐仁屋（とうじんや）三郎兵衛という豪商が住んで居た。死んだ年はわからないが、元和元年（一六二五）に生れたというから、三百五十年ほど昔の人だ。（後略）

と右の様に書かれている。しかしその取材先を明らかにしていない為、確認の術がないのは誠に口惜しい限りである。

昭和五〇年春『七塚町史』編纂のため、資料調査を行なった折白尾雙樹寺の住職から、「津幡町種の本覚寺の阿弥陀如来像は、三郎兵衛の守り本尊であった」とお聞きしたので早速同寺を訪れて、お尋ねしたところ「その様な事を雙樹寺の住職さんから聞いてはお

ますが、その証となるものは何一つ残っておりません」と話しておられた。

7、誤った三郎兵衛伝

ここまでの三郎兵衛調査の過程においてよくみかけたものに、三郎兵衛と混同されている唐仁屋宗慶がある。雙樹寺の『系図并五尊佛具等寄進留』に、

御和讃一部 明曆三年九月二十日

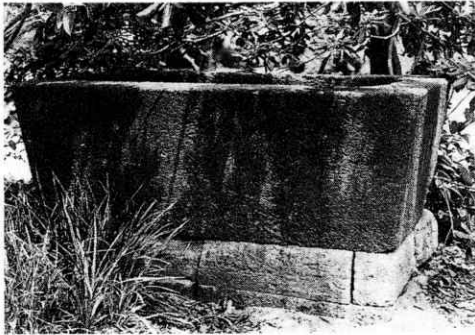
加州加賀郡白尾村 唐仁屋法名宗慶寄進

と記されているが俗名は書かれていない。次に専長寺の「当山諸事曆代記全」に、

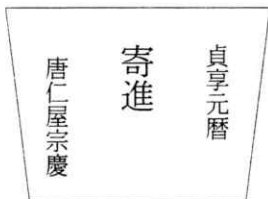
当寺後境内増地 甲貞享元年正月廿日

肝煎相見 發起唐仁屋宗慶

と記されている。宗慶がこの年に専長寺へ寄進した水船が現存し、工芸品として七塚町文化財（現かほく市文化財）の指定を受けている。水船の銘文は、



宗慶寄進の水船



と刻まれている。また同書に、

三部妙典 辰元禄元年五月十日

唐仁屋宗慶寄進

とあるが、この人はどうした訳か、何れの場合も俗名が書かれていない。その為三郎兵衛と混同されたいが、(水船は長い間三郎兵衛の寄進品と言われて来た)三郎兵衛の法名は釈宗圓であるから、同一人でない事は明らかである。

平成一六年二月一日付七塚町発行の、『凶説七塚町記念誌 海と砂丘のふるさと』(以降『海と砂丘のふるさと』という)の二六頁に、

(前略)さらに貞享四(一六八七)年の記録によると、唐仁屋は伝承どおりこの年の暴風雨によって持ち船のほとんどを失ってしまつたが、

と記述してあるが、三郎兵衛の海難についてこの様な伝承も記録もない。『海と砂丘のふるさと』の執筆者が記録と言つて居られる、『船・地図・日和山』南波松太郎著の七二〇頁には、

(前略)『日本気象史料』(昭和十四年刊、中央気象台・海洋気象台編)によると「上田源助日記(能美郡・石川郡)」に、貞享四年(一六八七)九月九日(陽曆十月十四日)大暴風雨あり、立樹千

何百本かが倒れたとの記事がある。そこで筆者は、三郎兵衛を一瞬にして流浪せしめた大荒れは、この貞享四年と推定するのである。

この推定に誤りなしとすれば、

(後略)

と記述されているから、これは事実無根の当て推量が原典となつてゐる訳である。この時三郎兵衛の所有船の所在地が不明のまま、石川郡辺りの暴風雨に巻き込まれたとしたのは同書が、単なる聞き書

きを主とした著述の結果でとるに足らない記述と考えられる。この様な記事を引用したのは、『海と砂丘のふるさと』の執筆者の明らかな誤りであろう。(因みに三郎兵衛の海難事故を前述の『羽咋市史』は、「延宝年間となり」と記述している。)

8、三郎兵衛海運業の終焉

大坂登米の積船は地船四割、上方船六割使役の時期もあったが、地船は上方船に比べて船体や装備に劣るところがあり、加えて船員の航海の不馴れが原因となつて海難事故が多発した。そのため蔵米の海中捨米・濡米の被害額が上方船の三倍にもなつた事がある。

『石川郷土史学会々誌』第三十一号(平成一〇年一月発行)に所載されている、長山直治氏の論文『寛文・宝永間、加賀藩廻米高と地船・上方船別破損高について』によれば、(同書二五〇頁)

(前略)元禄中期以降、より確実な上方船への廻米が急激に増えていった。そのため、地船による廻米量は急激に減少し、宝永一三年には一、五〇〇石にまで落ち込んだ。

(中略)

地船数の減少をもたらし、浦方に深刻な打撃を与えたと考えられる。前述した寛文七年(一六六七)一〇月の、加越能三方国の材木船割符の書上に登場する船主達、また、藩と結んで廻米輸送に従事していた船持達の多くはこの時期、没落したと推定される。

(後略)

と記述されている。これについて、本文の「4、三郎兵衛の寄進」の項に所載した、『郷土に立脚せる学校学級の経営』の文中に、元禄(一七〇四)以降に「もはや大旦那唐仁屋三郎兵衛及一統衰微におよび当寺も同様の事に相成申候」と書かれている事が思い合される。

延宝年間
1673年~1681年
貞享 1684~1688年
じりょう

おわりに

三郎兵衛が名乗っている「唐仁屋」という屋号について少し述べてみる。ア、唐人屋は本人が唐人（中国人・外人）であるか、イ、唐人の宿泊や飲食等の施設を持っているか、ウ、又は唐人と物資の交易をしている人が名乗った屋号であると言われている。『河北郡誌』九三八頁に「西瓜は貞享元年字白尾唐仁屋三郎兵衛なる者、支那地方の種を求め来りて栽培したるに始まり、」とあるから筆者は後者ウ、をとりたい。しかし乍らこの時期は鎖国令発布後である故、西瓜は本文に記述するのを見送った。

なお、『加越能三州地理志稿』の九五頁に、左の様な記載がある。
本興寺 在薬師村。
の項に、

延徳元年（一四八九）五月加賀高松人唐仁屋宗永。置三十番神祠。

（後略）

とこの時代に当地方に唐仁屋を名乗る人が居た事が記されているが、白尾の唐仁屋との関係を証するものは何もない。

三郎兵衛は実在の人であり乍ら、長い間にその資料も失われ、特異の商才と屋号故か奇を好む人に伝記を書かれ、或は因果応報でむすぶ民話等によってその人生を語り継がれて来た。筆者は現時点で巷間に流布される三郎兵衛の諸文献の整理を思いたち、現地調査の資料を加えて執筆の本筋とし、同人に関連した事項でも調査の結果、単なる風説と思われるものは記述を見送った。この点御了解を頂き度い。ここに筆を擱くに当り、大方諸賢の御叱正を賜るならば幸甚之に過ぐるものはない。

（かほく市遠塚イ一七九番地）